

<一般委託>

旧浦賀警察署解体地周辺家屋事後調査業務委託 仕様書

旧浦賀警察署解体地周辺家屋事後調査業務委託に基づく内容は、本仕様書の定めるところによる。

1	目的	旧浦賀警察署解体工事施工場所に隣接する家屋物件に対して、工事による影響が生じたかどうかを正確に判断する資料を得るために、家屋物件の状態を調査することを目的とする。
2	履行期間	契約日から令和7年3月31日
3	施行場所	浦賀三丁目69番1ほか
4	業務内容	別紙「業務仕様書」のとおり
5	特記事項	別紙「業務仕様書」のとおり
6	関係法規	
7	資格要件	本業務履行については、国土交通省の補償コンサルタント登録規程(昭和59年9月21日建設省告示第1341号)に基づく、「事業損失部門」での登録を受けていることを要件とする。
8	契約方法	総価契約(委託内容 内訳書⑮⑯)及び単価契約(委託内容 内訳書①～⑭)による業務委託契約
9	支払方法	委託料の支払いは、業務完了後一括払いとする。
10	その他事項	この仕様書に定めのない事項及び疑義を生じた場合は、別途協議するものとする。
11	監督員 連絡先	浦賀行政センター 松尾 046-841-4155

<指示又は希望事項>

<p>グリーン 物品購入 及び 環境配慮 関係</p>	<p>・この業務を施行するにあたって、仕様書でグリーン物品購入の指示がある場合は、横須賀市グリーン購入基本方針及び調達方針に基づく環境物品等を納入すること。また、仕様書で特に指示がない場合で委託代金に物品等の購入経費が含まれている場合は、できるだけこの方針に基づく環境物品等の調達をお願いします。 (上記方針については、本市のホームページ「よこすかのグリーン購入」参照)</p> <p>・本市は、独自の環境マネジメントシステム(YES)により事務事業の環境負荷低減に努めているので、受託者においてもできる限り環境に配慮して業務を執行するようお願いします。</p>
---	---

内訳書(令和6年度)

(税抜き)

工種		細別	規模	単位	予定数量	上限単価(円)	契約単価(円)	備考
①	家屋事後調査	木造建物A	70㎡未満	棟	2	158,700		
②	家屋事後調査	木造建物A	70㎡～130㎡未満	棟	6	199,200		店舗(1棟)
③	家屋事後調査	木造建物A	130㎡～200㎡未満	棟	2	258,200		店舗(1棟)
④	家屋事後調査	木造建物A	200㎡～300㎡未満	棟	1	357,900		
⑤	家屋事後調査	非木造建物イ	200㎡未満	棟	3	210,100		店舗(1棟)
⑥	家屋事後調査	非木造建物イ	600㎡～1,000㎡未満	棟	1	299,500		外部調査のみ、 店舗・事務所(4戸)、共同住宅(6戸)
⑦	家屋事後調査	非木造建物イ	1,500㎡～2,000㎡未満	棟	1	504,600		外部調査のみ、店舗
⑧	家屋事後調査	非木造建物ハ	200㎡未満	棟	1	146,400		
⑨	家屋事後調査	区分所有建物等	65㎡～100㎡未満	戸	10	62,800		店舗・事務所(4戸)、共同住宅(6戸)
⑩	家屋事後調査	区分所有建物等	300㎡～500㎡未満	戸	1	195,900		店舗
⑪	家屋事後調査	区分所有建物等	1,183.98㎡	戸	1	458,400		店舗
⑫	家屋事後調査	工作物	100㎡未満	箇所	11	92,100		
⑬	家屋事後調査	工作物	100㎡～300㎡未満	箇所	3	115,900		
⑭	家屋事後調査	工作物	630㎡～1,300㎡未満	箇所	1	335,200		
⑮	家屋事後調査	打合せ協議	中間打合せ1回	業務	1	268,500		
⑯	家屋事後調査	その他諸経費等		式	1	10,835,500		

※契約単価は、契約者が記入すること

※契約単価は、各項目ごとに定めた上限単価以下とすること

※予定数量に単価を乗じた金額の合計額を入札金額とすること

※細別の表記は、神奈川県設計業務等標準積算基準書参考資料による

※建物の調査にあたって、建物内部の調査を拒否されたものについては、契約単価に60%を乗じて精算(1円未満の端数切り捨て)するものとする。

※契約単価は、履行期間終了までの賃金及び物価変動等(技術者単価表の改定に伴う変動等)を勘案した金額とすること。

旧浦賀警察署解体地周辺家屋事後調査業務委託 業務仕様書

1 一般事項

(1) 業務内容

- ① 調査対象の家屋、物件の亀裂の状態、傾斜の程度を工事後に調査し、旧浦賀警察署解体地周辺家屋事前調査業務委託（以下、事前調査という）との比較から損傷部分の変化を調べる。
- ② 調査は、当該物件の所有者（居住者）等立会いのもとに行う。
- ③ 調査の結果については、事前調査と比較した結果が分かるように表示する。

(2) 調査対象

事前調査を行った家屋等とする。

2 調査概要

- (1) 「調査項目」、「調査方法」、「写真撮影」、「間取り平面図、スケッチ及び点の記」及び「報告書」については、事前調査に準ずるものとする。

- (2) その他下記に留意すること。

- ① 測定箇所は、事前調査とできるだけ対応させる。
- ② 事前調査完了後、事後調査までの間に、建物の所有者等が被害箇所の補修をしたものがある場合は、その補修に関する事項（補修の内容、補修年月日、その他必要事項）を調査する。

3 その他

- (1) 事後調査の際に、補償が必要であると判断された家屋がある場合は、復旧額の算定と、相手方への説明、交渉業務について、別途業務委託を行う。

- (2) 調査上知り得た情報については、秘密を厳守し、外部に漏らすことのないようにすること。

- (3) 本業務を再委託することを禁ずる。

- (4) この仕様書に定めのない事項及び疑義を生じた場合は、別途協議するものとする。